

平成 28 年 6 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社フルッタフルッタ  
代表者名 代表取締役社長執行役員 C E O 長 澤 誠  
(コード：2586、東証マザーズ)  
問合せ先 取締役専務執行役員 C F O 杜山 悦郎  
(TEL. 03-6272-3190)

**第三者割当による新株式、第 1 回転換社債型新株予約権付社債及び第 5 回新株予約権の発行並びにコミットメント条項付第三者割当契約の締結並びに主要株主の異動に関するお知らせ**

当社は、平成 28 年 6 月 22 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による新株式（以下、「本新株式」といいます。）、第 1 回転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といい、本新株予約権付社債に付された新株予約権部分及び社債部分を、それぞれ「本転換社債型新株予約権」及び「本社債」といいます。）及び第 5 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行（以下、本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行を総称して「本資金調達」といいます。）並びに本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先との間でコミットメント条項付第三者割当契約（以下、「本契約」といいます。）を締結する旨を決議いたしましたので、お知らせいたします。

**I. 第三者割当による新株式、第 1 回転換社債型新株予約権付社債及び第 5 回新株予約権の発行**

1. 募集の概要

① 新株式

(1) 払 込 期 日	平成 28 年 7 月 8 日
(2) 発 行 新 株 数	普通株式 175,000 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき 824 円
(4) 資 金 調 達 の 額	144,200,000 円
(5) 資 本 組 入 額	1 株当たり 412 円
(6) 資 本 組 入 額 の 総 額	72,100,000 円
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法 ( 割 当 予 定 先 )	株式会社弘乳舎（以下、「弘乳舎」といいます。）に対する第三者割当方式
(8) そ の 他	前号各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(注) 本新株式の発行要項を末尾に添付しております。

② 第 1 回転換社債型新株予約権付社債

(1) 払 込 期 日	平成 28 年 7 月 8 日
(2) 新株予約権の総数	204 個
(3) 社債及び新株予約権 の 発 行 価 額	各社債の金額は 1,000,000 円（額面 100 円につき金 100 円） 各本転換社債型新株予約権の発行価額は無償
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	247,572 株
(5) 資 金 調 達 の 額	204,000,000 円

(6) 転換価額	1株当たり 824円 (固定)
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	弘乳舎 55個 マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 149個 (以下、「マイルストーン社」といいます。)に対する第三者割当方式
(8) 利率	1.0%
(9) その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします

(注) 本新株予約権付社債の発行要項を末尾に添付しております。

### ③ 第5回新株予約権

(1) 割当日	平成28年7月8日
(2) 新株予約権の総数	37個
(3) 発行価額	総額 814,000円 (新株予約権1個につき 22,000円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	185,000株 (新株予約権1個につき 5,000株)
(5) 資金調達の額	153,254,000円 (差引手取概算額: 149,754,000円) (内訳) 新株予約権発行による調達額: 814,000円 新株予約権行使による調達額: 152,440,000円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6) 行使価額	1株当たり 824円 (固定)
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	マイルストーン社に対する第三者割当方式
(8) その他	① 行使価額及び対象株式数の固定 本新株予約権は、行使価額固定型であり、価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なるものであります。 ② 本新株予約権の行使指示 割当予定先であるマイルストーン社は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、同社と締結した本契約により、次の場合には当社から割当予定先であるマイルストーン社に本新株予約権の行使を行わせることができます。 ・株式会社東京証券取引所マザーズ市場 (以下、「東証マザーズ」といいます。)における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の130% (1,072円) を超過した場合、当社は、当該日の出来高の15%を上限に、割当予定先であるマイルストーン社に本新株予約権の行使を行わせることができます。 ・東証マザーズにおける5連続取引日の終値単純平均が行使価額の150% (1,236円) を超過した場合、当社は、当該日の出来高の20%を上限に、割当予定先であるマイルストーン社に本新株予約権の行使を行わせることができます。 行使指示を受けた割当予定先であるマイルストーン社は、原則として10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。 なお、本契約に基づく行使指示の株数は、直近7連続取引日の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルスト

	<p>ーン社が当社役員と締結した株式貸借契約に基づき保有している株式の数の範囲内（最大 300,000 株）とすることとしております。</p> <p>③ 取得条項</p> <p>当社は、本新株予約権の割当日から 6 か月を経過した日かつ、本新株予約権付社債の償還又は転換が終了した日以降いつでも、取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができ、当該取締役決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 20 営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>④ 譲渡制限</p> <p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。</p> <p>⑤ その他</p> <p>前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p>
--	--

（注）本新株予約権の発行要項を末尾に添付しております。

## 2. 募集の目的及び理由

### 【本資金調達目的及び理由】

当社は、大手アマゾンフルーツパルプのサプライヤーであるブラジル連邦共和国パラ州のトメアス総合農業協同組合（以下、「CAMTA」といいます。）との日本における輸入独占契約締結を機に、平成 14 年 11 月に、アマゾンフルーツ冷凍パルプを輸入し、加工販売することを目的として設立されました。以降、当社は、「健康・本物」を基本に据えて、主力商品であるアサイーを中心に、まさに天然のサプリメントといえるアマゾンスーパーフルーツをわが国に普及、拡大すべく事業を展開してまいりました。また、当社の取り扱うアマゾンフルーツ原料の一部は、アグロフォレストリー（注）という農法を使用したもので、アマゾンの森林荒廃地を再生させる効果があることから、直接的に熱帯雨林再生へ貢献することができます。当社は、『自然と共に生きる』を企業理念とし、地球温暖化対策に貢献すべく、“経済が環境を還元させる事業モデルの構築～グリーンエコノミーの実現～”を企業コンセプトとして推し進めております。

（注）アグロフォレストリーとは、一般的な単一栽培ではなく、荒廃した土地に様々な種類の樹木や果樹を植え、草原が遷移して森になる自然のシステムを模倣するように農場を構成していく農法（生産システム）です。世界では東南アジア、中南米、アフリカなどで多くの事例があり、それらの多くは伝統農法として地域に根付いています。その中でも、トメアス総合農業協同組合（CAMTA）が実践しているアグロフォレストリーは、商業的に成り立っている数少ない成功例であり、持続可能な農業として世界から注目されています。

一方で、食品業界におきましては、原材料価格高騰による商品の値上げや消費者の節約志向による慎重な購買姿勢が継続しており、特に当社の主力事業であるアサイー市場につきましては、一昨年に過熱したアサイー市場の盛り上がりから一転し、想定以上に減速したことを主因として、平成 28 年 3 月期は既存製品の販売が大幅に落ち込み、売上は当初予想を大きく下回ることであります。

このような厳しい市場環境を打開するため、当社は、平成 28 年 3 月期下期に、販売価格の見直しや利益改善を図った製品（「フルッタアサイーシリーズ」のリニューアル、アサイー以外の商材を使用した秋冬新製品等）を次々と発売し、これら新製品等の販売構成比率を上げることで、売上拡大と利益率上昇を図る施策を講じました。しかしながら、リニューアル製品の売上が実質値上の影響により落ち込み、当下期に投入した新製品については、市場浸透には多少時間を要すると想定していたものの、製品のアピールポイントや特徴を消費者に訴求するためのプロモーションが不十分であったこと等で、売上は当初予想を大きく下回りました。

また、利益面につきましては、平成 27 年 3 月期において、当時のアサイー市場の盛り上がりを踏まえ、今

後の需要拡大を見越して原材料のアサイーを購入しましたが、その際のアサイーの価格が天候不順やブラジル国内外でのアサイー需要の高まりにより高騰しており、また為替が急激に円安になった影響もあり、割高な価格で原材料を抱え込むこととなったため、原価が大幅に高騰いたしました。当社といたしましては、平成28年3月期において、上記のとおり既存製品のリニューアルや高付加価値製品である秋冬新製品の販売を促進し、新製品の販売比率を上げることで利益率の改善を図る施策に取り組まましたが、これら新製品等の売上が想定を大幅に下回ったこと、さらに既存製商品の売上が想定以上に伸びなかったこと等も重なり、利益率の改善は進まず、当社のおかれている状況は非常に厳しいものとなっております。

当社は、厳しい事業環境に対応するために、より一層の合理化策の実施が不可欠であると判断し、4月よりさらなる役員報酬の削減と引続き販売促進費の抑制等の施策を実施しておりますが、それでもなお、市場環境の変化に耐えられる財務基盤の確立に加え、黒字化に向けて売上を拡大するために、新商品開発、新規顧客開発及び新規販路開拓を行う必要に迫られております。同日リリースしております「アスラポート・グループとの資本業務提携契約に関するお知らせ」に記載にありますように、本資本業務提携により、アスラポート・グループの乳製品メーカーである弘乳舎との提携が実現することで、当社差別化原料と乳製品を組み合わせた商品開発が可能となり、具体的には、アサイーヨーグルト等の新商品開発が挙げられ、新たな乳販チャネルの獲得にも繋がることとなります。また、アサイーの機能性分析や通販チャネル開発や海外市場等の開拓等に取り組むことにより売上を拡大していく方針であります。当社は現在、それら今後の成長のために必要な投資資金が不足している状況となっております。

また、財務基盤の観点では、平成28年3月期の業績悪化により、自己資本比率が平成27年3月末の48.0%から平成28年3月末の18.6%と大幅に減少しております。また、当社は自社製品用及び他社への卸売用に原材料のアサイーを年に一度、例年7月頃にCAMTAと売買契約を締結し、8月頃から翌年5月頃まで随時仕入れておりますが、その仕入資金は金融機関からの借入金で賄っており、平成28年3月期の売上低迷により、原材料の消費が想定より遅れていることで原材料在庫が増加し、在庫の資金化が遅れております。そうした状況のなか、当社の財務状態と業績が悪化したことで、金融機関からの追加の融資が期待できない状況となっております。また、当社は、平成28年3月期に関しては期初には黒字を見込んでいたものの、平成28年5月16日に開示いたしました平成28年3月期決算短信に記載いたしましたとおり、▲683百万円という大幅な当期純損失を計上し、また、同日開示の平成29年3月期業績予想につきましても、黒字化は難しい見込みであります。現在、当社は、足元の業績悪化と過大な原材料在庫のため、金融機関からの追加借入ができない状況であり、業務の安定的運営に必要な運転資金の確保、業績黒字化のための成長資金の調達、及び自己資本の充実が喫緊の課題となっております。

こうした喫緊の課題に対処し、事業継続性の確保及び業務の安定的運営のためのキャッシュ・フローを確保することが急務であると考え、当社は、銀行借入を含む様々な資金調達方法を検討いたしました。当社の財務状況の健全性や上場来、当社株価は下落を続けたまま回復することなく推移している状況を踏まえると、これらの方法による資金調達は困難と考え、最終的には本新株式と本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による資金調達方法の検討を行ってまいりました。

#### 【本資金調達方法を選択した理由】

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。しかしながら、当社は、大規模な株式発行による希薄化というリスクをも重々考慮し、本新株式と本新株予約権付社債及び本新株予約権以外の資金調達についても、以下のとおりに、検討を重ねてまいりました。

##### ① 金融機関からの借入

前述のとおり、当社の業績及び財務状況の悪化に加え、上場来、株価は下落を続けたまま回復することなく推移している状況より、取引金融機関からの追加融資及び他の金融機関からの新規借入れについても厳しい状況であること。

##### ② 公募増資、株主割当増資については、調達に要する時間及び事務手数料、募集コスト等が本新株式と本新株予約権付社債及び本新株予約権に比べて割高であり、また当社の財政状態及び業績に鑑みると、主幹事証券会社の候補を探すのは現実的に難しいこと。

##### ③ ライツ・オフリングについては、資金確保までに時間を要する可能性があり、現実的に難しいこと。

##### ④ いわゆるMSCBやMSワラントに該当する転換価額修正条項付新株予約権付社債又は行使価額修正条項付新株予約権発行による資金調達の場、発行後においても転換価額又は行使価額が固定されおらず、またMSCBに関しては潜在株式数も発行時に固定されないため、既存株主の皆様の株主価値の希薄化に及ぼす影響が大きく 適切ではないと判断したこと。

以上のことより、当社は本資金調達を実施することにいたしました。なお、弘乳舎からの資金調達につい

ては、当初は全額について新株式の第三者割当方式を想定しておりましたが、弘乳舎より、平成28年3月期において当社業績が大幅な損失を計上したことに加えて、平成29年3月期の通期業績予想においても引き続き損失が計上される見込みであることから、当社はアスラポート・グループとの資本業務提携による事業シナジーを構築し、業績改善に努めていくものの、急激な業績回復が難しい状況により、現時点においては、持分法適用による損益の取込みがアスラポート・グループに与える影響が大きいため、持分法の適用外となる15%未満での株式取得の意向が示されました。しかしながら、15%未満の第三者割当増資のみでは、当社の将来的な資金需要を満たすことが出来ない見込みであるため、本新株式と本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行を組み合わせた資金調達を下記のとおり検討いたしました。

新株予約権付社債及び新株予約権を組み合わせた資金調達手法は、当社株式の株価・流動性の動向次第で実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性があるものの、新株予約権付社債の発行時に一定額の資金調達を確保できるとともに、希薄化懸念は相対的に抑制され、株価への影響の軽減が期待されます。また、新株予約権付社債に限った場合には、当社が償還義務を負う負債が増えることから、資本性の調達で、かつ希薄化の影響も抑制できる新株予約権と併せて発行することとし、一方、新株予約権のみの発行による資金調達の場合には、発行時に必要な資金を調達できず、株価の動向により当初想定していた資金調達ができない可能性があることから、資金調達の確実性がある転換社債型新株予約権付社債と併せて発行することにいたしました。

以上のことより、当社としては、資金需要及び株式の希薄化等を鑑み、今回の本資金調達については、本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権を組み合わせる手法が現時点における最良の選択肢であると判断するとともに、本資金調達を実施することが、当社の財務基盤の強化ひいては企業価値・株主価値の向上に繋がることとなり、既存株主の皆様の利益向上に資するものと判断いたしました。

## (2) 本資金調達方法について

第三者割当による本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権による本資金調達方法のうち、本新株式については割当予定先により一定額を引受けていただくことにより資金を確実に早く調達できることが大きな利点となっております。また、本新株予約権付社債及び本新株予約権については、下記に記載のとおり既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっていることから、現時点において他の増資施策と比較して優れていると判断いたしました。

本資金調達の検討にあたり、当社が資本業務提携先以外の本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当先の引受予定先に求めた点として、(i)純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、(ii)既存株主の株式価値の急激な希薄化をもたらさないこと、(iii)株式流動性の向上に寄与するために、取得した株式を相対取引ではなく市場で売却すること、(iv)環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。このような中、本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定候補であったマイルストーン社との協議の結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達のうち、本新株予約権付社債及び本新株予約権の引き受けに応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

### ① 株式価値希薄化への配慮

原則として、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額は、一定の金額で固定されており、下方修正されるものではなく、当初の予定よりも発行される当社株式が増加し、更なる希薄化が生じる可能性はなく、また、当社の業績・株式市況環境により株価が転換価額及び行使価額を上回らない場合、本新株予約権付社債の転換と本新株予約権の行使は行われぬ可能性が高く、本資金調達をもたらす希薄化の影響は、本新株式のみを一度に発行する場合と比べて抑制できると考えられます。また一方で、本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社との間で締結された本契約において、株価が行使価額を一定以上上回った場合には、当社が割当予定先であるマイルストーン社に対し、一定割合の行使指示が可能な条項を付しております。これらにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

## ② 流動性の向上

本新株式の発行、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使による発行株式総数は、当社発行済株式総数 1,009,900 株の 60.2% (607,572 株) であり、資本業務提携先以外の本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社による本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。また、本新株予約権付社債及び本新株予約権は、転換価額及び行使価額が固定されていることから、株価が転換価額又は行使価額を下回る場合には転換又は行使は進まないため、本資金調達による株価下落リスクは限定的であると考えております。

## ③ 資金調達の柔軟性

本新株予約権付社債には繰上償還条項が付されており、平成 28 年 7 月 8 日以降、本社債の金額額面 100 円につき金 100 円の割合で、繰上償還日まで（当日を含む。）の未払経過利息及び未払残高の支払とともに、繰上償還することが可能となっております。これらにより、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。また、本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権の割当日から 6 か月を経過した日かつ、本新株予約権付社債の償還又は転換が終了した日以降いつでも、当社取締役会決議により、当該取得日の 20 営業日前までにマイルストーン社に対して取得日の通知又は公告を行ったうえで、払込金額と同額で当社が取得することが可能となっております。

## ④ 行使の促進性

本新株予約権の内容及び本契約においては、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる後述の【本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】に記載する特徴を盛り込んでおります。

### 【本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】

本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインは、本新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、前述のとおり既存株主の皆様への株式価値の急激な希薄化の抑制を図りつつ、具体的な資金需要が決定された時点において、株価が行使価額を上回っているという条件付きではありますが資金調達を実行することを目的として設定されており、以下の特徴があります。

#### (1) 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される価格修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様への株式価値の希薄化においては限定的なスキームとなっております。発行当初から行使価額は 824 円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から 185,000 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

#### (2) 行使指示条項

本契約においては、以下の行使指示条項が規定されております。

すなわち当社は、当日を含めた 5 連続取引日（終値のない日を除く。）の東証マザーズにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合（かかる場合を以下、「条件成就」といいます。）、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、条件成就の日の東証マザーズにおける当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、本新株予約権の行使を指示（以下、「行使指示」といいます。）することができます。行使指示を受けた割当予定先であるマイルストーン社は、原則として条件成就の日の翌日より起算して 10 取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使しま

す。

具体的には、各行使指示は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東証マザーズにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%（1,072円）を超過した場合に、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東証マザーズにおける当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東証マザーズにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%（1,236円）を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東証マザーズにおける当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、本契約に基づく行使指示の株数は、直近7連続取引日（条件成就の日を含む。）の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン社が当社役員と締結した株式貸借契約に基づき保有している株式の数の範囲内（最大300,000株）とすることとしております。

### （3） 取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から6か月を経過した日かつ、本新株予約権付社債の償還又は転換が終了した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

### （4） 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先であるマイルストーン社に対する第三者割当て発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先であるマイルストーン社から第三者へは譲渡されません。

## 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

### （1） 調達する資金の額

調達する資金の総額	501,454,000円
内訳	
（本新株式の発行による調達額）	144,200,000円
（本新株予約権付社債の発行による調達額）	204,000,000円
（本新株予約権の発行による調達額）	814,000円
（本新株予約権の行使による調達額）	152,440,000円
発行諸費用の概算額	9,000,000円
差引手取概算額	492,454,000円

（注）1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士・転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権評価費用6,500,000円、登記費用関連費用1,500,000円、その他諸費用（株式事務手数料・外部調査費用）1,000,000円となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用、株式事務手数料は減少します。

3. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われなかった場合及び当社が新株予約権を消却した場合

には、上記差引手取概算額は減少します。

## (2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
① 運転資金	342 百万円	平成 28 年 7 月
② 成長投資	150 百万円	平成 28 年 7 月～平成 30 年 7 月

注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

- ① 運転資金：人件費、販促費、管理経費、製品加工賃、及び原材料・商品仕入等のため 342 百万円を運転資金に充当いたします。当社では、平均的な月末の仕入、販売費及び一般管理費の経費支払額が 240 百万円程度ですが、翌月の売掛金の回収額を織り込まない正常な資金繰りを目指すため、毎月末において約 1.5 ヶ月分に相当する約 360 百万円を運転資金として確保すべきと考えておりますが、2016 年 3 月末時点での手元資金が 287 百万円、直近の 5 月末時点においては 210 百万円となっておりますが、7 月に前期ロット分の輸入支払い 131 百万円があり、それを考慮すると現在必要な運転資金が確保できている状況にありません。そのため、当社は財務状態と業績の悪化により追加の融資を取引金融機関から得るのは難しい状況にあるなか、今回の第三者割当による新株式と本新株予約権付社債の発行で調達できる資金については、まず運転資金へ充当することが必要な状況となっております。
- ② 成長投資：売上拡大のための成長投資として、新株予約権が行使されたことによる資金 150 百万円については、平成 28 年度、平成 29 年度において、成長投資に充当する予定としておりますが、新株予約権の行使状況により、予定資金の調達が見込めない場合には、新たに第三者割当増資等による資金調達を検討することとしております。また、成長投資の具体的な内訳(投資案件の高順位より記載。但し調達資金の充当については支出時期の早いものから順に充当。)は、次の通りです。
- (a) 研究開発投資：本日開示の「アスラポート・グループとの資本業務提携に関するお知らせ」に記載しておりますとおり、株式会社アスラポート・ダイニングと弘乳舎（以下「アスラポート・グループ」という。）と連携してアサイーヨーグルト等新製品を開発する費用、及びアサイーの機能性分析等を行うための研究開発投資費用として、平成 28 年度、平成 29 年度において、30 百万円を充当する予定です。
- (b) 通販チャネル再構築投資：通販部門を再構築し、売上高の拡大と利益率の改善を図るため、WEB プロモーション費用や自社WEB サイト見直し等を行うための費用として、平成 28 年度、平成 29 年度において、50 百万円を充当する予定です。
- (c) 海外事業開発投資：アスラポート・グループと連携し、台湾をはじめ海外へのアサイー市場展開費用（人件費、パイロット店舗出店関連費用等）として、平成 28 年度、平成 29 年度において、50 百万円を充当する予定です。
- (d) アグロフォレストリー・プランテーション関連事業投資：CAMTA との信頼関係を強化しつつ、アサイー原料価格の低減及び安定供給を目的として、ICT 技術(通信情報技術)を取り入れたアグロフォレストリー・プランテーション関連事業に取り組んでまいります。同事業は、ブラジル連邦共和国パラ州・トメアス地区のアグロフォレストリー農法によるプランテーションに、ICT 技術、灌水設備等を導入することにより、収穫量増加、品質向上、効率的な生産、技術の伝承等を推進する事業であります。同事業への投資として、ブラジル現地法人設立準備費用も含めて、平成 28 年度、平成 29 年度において、20 百万円を充当する予定です。

## 4. 資金使途の合理性に関する考え方

人件費、販促費、管理経費、製品加工賃、及び原材料・商品仕入等に要する運転資金、売上拡大のための成長投資費用の確保は、当社の事業継続性の確保及び業務の安定的運営のためのキャ

ッシュ・フロー確保のため、そして成長戦略のために必要不可欠であります。当社の財務基盤の強化については企業価値・株主価値の向上に繋がることとなり、既存株主の皆様の利益向上に資するものと考えられるため、上記の資金用途は合理性があるものと判断しております。

## 5. 発行条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

#### ① 本新株式

発行価格に関しましては、財務体質の改善及び成長資金の確保を迅速に実現することが不可欠であるとの認識のもと、当社の置かれた現状に鑑み、資金調達の確実性及び迅速性を確保しつつ、当社が必要とする多額の資金を充足できる割当先が限られている点等を勘案し、割当予定先との交渉を経て、本新株式に関する取締役会決議日の直前営業日である平成28年6月21日の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の終値に0.9を乗じた金額である1株824円といたしました。

割当予定先である、弘乳舎からは、当社の事業について一定の理解はいただいているものの、前期に引き続き今期業績も赤字見込みである現状に鑑み、株価下落リスクもあるため、ディスカウント価格で引受けることにより株価下落損失を最小限化したいとの意向が示されました。当社といたしましては、ディスカウント発行を行えば株主間の平等が得られない可能性があることから、弘乳舎と交渉を重ねましたが、財務状況を改善し企業継続性を維持するため及び将来の発展のために十分な成長資金を確実にかつ迅速に調達する必要があること、アスラポート・グループとの業務提携によるシナジー効果が当社の企業価値向上に資すると見込まれること等を勘案した結果、有利発行とならない範囲で最大限のディスカウント発行を行うことといたしました。本第三者割当増資は、既存株主の皆様にも理解いただくことができるものと考えております。

当該発行価格(824円)は、本新株式の取締役会決議日の直前営業日(以下「直前営業日」)である平成28年6月21日の東京証券取引所における当社株式の終値(以下「終値」)(915円)に対しては10.0%のディスカウント、直前営業日から1ヵ月遡った期間の終値の単純平均値(933円)に対しては11.7%のディスカウント、直前営業日から3ヵ月遡った期間の終値の単純平均値(949円)に対しては13.2%のディスカウント、直前営業日から6ヵ月遡った期間の終値の単純平均値(937円)に対しては12.1%のディスカウントを行った金額となります。

なお、当社取締役会にて、株式会社東京証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出ております社外監査役2名を含む監査役全員より、本新株式の発行価額の算定方法については、現時点の当社株式の市場価格を反映していると思われる平成28年3月期決算短信の発表等の後に形成された株価を基準に、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日の終値の10%ディスカウントとしており、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を勘案したものであるため、本新株式の発行価額は、会社法第199条第3項に定める「特に有利な金額」には該当しない旨の意見を表明しております。

#### ② 本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の価格の評価を第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(代表者:野口真人、所在地:東京都千代田区霞が関三丁目2番5号)に依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、株価(915円)、転換価額(824円)、配当率(0%)、権利行使期間(2年間)、無リスク利子率(-0.238%)、株価変動性(26.7%)、当社(基本的には割当先の転換を待つが、発行後以降、株価が転換価額の200%まで上昇した場合は、本新株予約権付社債を取得すること)と割当予定先である弘乳舎及びマイルストーン社の行動(当社株価が権利転換価額を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を1日当たりの売買出来高の5%の範囲で売却すること)等について一定の前提を置いて評価を実施しました。上記評価結果(1個当たり963,000円)を基に割当予定先である弘乳舎及

びマイルストーン社と交渉した結果、本新株予約権付社債の1個当たりの払込金額を1,000,000円(額面100円につき金100円)といたしました。本新株予約権付社債の転換価額を、当該発行に係る取締役会決議日の直前営業日(平成28年6月21日)の東証マザーズにおける当社普通株式の普通取引の終値915円を参考とし、1株当たり824円(ディスカウント率10.0%)に決定いたしました。

なお、本新株予約権付社債の転換価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均933円に対する乖離率は-11.7%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均949円に対する乖離率は-13.2%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均937円に対する乖離率は-12.1%となっております。

### ③ 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティングに依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、株価(915円)、行使価額(824円)、配当率(0%)、権利行使期間(2年間)、無リスク利率(-0.238%)、株価変動性(26.7%)、当社(基本的には割当先の権利行使を待つが、発行の6か月後以降、株価が行使価格の200%まで上昇した場合は、本新株予約権を取得すること)及び割当予定先であるマイルストーン社の行動(当社株価が権利行使価格を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を1日当たりの売買出来高の5%の範囲で売却すること)等について一定の前提を置いて評価を実施しました。上記評価結果(1個当たり22,000円)を基に割当予定先であるマイルストーン社と交渉した結果、本新株予約権の1個当たりの払込金額を22,000円(1株当たり4.4円)に、また、本新株予約権の行使価額を、当該発行に係る取締役会決議日の直前営業日(平成28年6月21日)の東証マザーズにおける当社普通株式の普通取引の終値915円を参考とし、824円(ディスカウント率10%)といたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均933円に対する乖離率は-11.7%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均949円に対する乖離率は-13.2%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均937円に対する乖離率は-12.1%となっております。

本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額は、前述の第三者評価機関による評価書を参考にし、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行条件を勘案した結果、適正かつ妥当であり、当該第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権付社債及び新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、本新株予約権付社債の発行は会社法第238条第3項第1号に定める「特に有利な条件」によるものではなく、また、本新株予約権の発行価額は会社法第238条第3項第2号に定める「特に有利な金額」には該当しないと判断しております。

また、当社取締役会にて、当社監査役全員が、第三者評価機関が当社経営陣から一定程度独立していると認められること、その選定も透明性の確保された方法により行われたこと、割当予定先との交渉も適切に行われたこと、第三者評価機関による本新株予約権付社債及び本新株予約権の価値算定については、その算定過程及び前提条件等に関して当社から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該価値算定は合理的なものであると認められること、そして、本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込金額は第三者評価機関によって算出された公正価値を下回る水準ではないことから、本新株予約権付社債の発行は会社法第238条第3項第1号に定める「特に有利な条件」によるものではなく、また、本新株予約権の発行価額は会社法第238条第3項第2号に定める「特に有利な金額」には該当しない旨の意見を表明しております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行株式数は175,000株(議決権数1,750個)であり、平成28年3月31日現在の当社発行済株式総数1,009,900株に対し、17.3%(平成28年3月31日現在の当社議決権個数10,099

個に対しては17.3%)、本新株予約権付社債の転換による発行株式数は247,572株(議決権数2,475個)であり、平成28年3月31日現在の当社発行済株式総数1,009,900株に対し、24.5%(平成28年3月31日現在の当社議決権個数10,099個に対しては24.5%)、本新株予約権の行使による発行株式数は185,000株(議決権数1,850個)であり、平成28年3月31日現在の当社発行済株式総数1,009,900株に対し、18.3%(平成28年3月31日現在の当社議決権個数10,099個に対しては18.3%)、であり、本資金調達による発行株式数は607,572株(議決権個数6,075個)であり、平成28年3月31日現在の当社発行済株式総数1,009,900株に対し、60.2%(平成28年3月31日現在の当社議決権個数10,099個に対しては60.2%)の割合で希薄化が生じることとなります。

既存株主の皆様に対して25%以上となる大規模な希薄化が生じることとなります。当社としましては、中長期的に企業価値及び株主価値の向上を実現するためには、当社が必要とする資金を迅速に調達する必要があると考えております。また、本新株式と本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る発行数量は、純資産の充実という観点から、平成28年3月期の大幅赤字により毀損が進んでいる純資産を早期に回復するため、及び当社の資金需要に対応する資金を確保できるよう、決定したものであります。また、資本業務提携先以外の本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社のこれまでの実績によれば、マイルストーン社は行使を順調に行っており、保険的に本新株予約権は一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる行使条項があるため、本新株予約権の行使が促され資金確保を進める事ができます。また、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する本新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する本新株予約権を取得する予定です。

なお、本新株予約権付社債及び本新株予約権は、転換価額及び行使価額が固定されていることから、株価が転換価額又は行使価額を下回る場合には転換又は行使は進まないため、本資金調達による株価下落リスクは限定的であると考えております。

加えて、本新株予約権付社債には繰上償還条項が付されており、平成28年7月8日以降、本社債の金額額面100円につき金100円での割合で、繰上償還日まで(当日を含む。)の未払経過利息及び未払残高の支払とともに、繰上償還することが可能となっています。

なお、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額は固定されており、いずれも1株当たり824円であります。これは平成28年3月期の1株当たり純資産499.96円を上回っております。よって、当社普通株式の市場株価が転換価額及び行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額を促進することで、自己資本が増強され、1株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

また、マイルストーン社につきましては、純投資目的での引受を表明しており、当社の株価動向に応じて投資資金の回収を図るために本新株予約権の行使及び本新株予約権付社債の転換を行使し、当社株式を売却することとなります。

当社株式の直近6ヶ月間の1日当たりの平均出来高4,241株、直近3ヶ月間の1日当たりの平均出来高5,381株、直近1ヶ月間の1日当たり平均出来高3,323株となっており一定の流動性を有しておりますが、本新株予約権付社債及び本新株予約権が全て転換又は行使された場合の最大交付株式数432,572となります。純投資を表明しているマイルストーン社のみですと最大交付株数365,825株となり、本新株予約権付社債及び本新株予約権の行使期間である2年間(245日/年営業日で計算)にわたって平均的に転換・行使、売却が行われると仮定した場合の1日当たりの売却数量は746株となり、上記直近6ヶ月間の1日当たりの平均出来高の17.6%、直近3ヶ月間の1日当たりの平均出来高の13.9%、直近1ヶ月間の1日当たり平均出来高の22.4%となっております。また、本新株予約権の行使条件として、直近5営業日の終値平均株価が行使価額の130%、150%を超過することでそれぞれ条件成就日の出来高の15%、20%が行使できることとなっており、市場動向に大きな影響がでない行使量が設定されております。また市場での流通する当社株式が増加することで株式流動性が高まり、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

このような希薄化は伴いますが、財務基盤の改善、成長投資を行うことによる売上拡大及び運転資金の確保等が見込まれ、本新株式と本新株予約権付社債及び本新株予約権は将来にわたる収益性の向上に寄与すると判断いたしました。また、割当予定先との間で今後強固な関係を確立し、中長期的には、企業価値及び株主価値の向上に資すると見込まれることから、本新株式と本新株予約権付社債及び本新株予約権は既存株主の皆様にも理解いただくことができる内容であると考えており、発行数量及び株式の希薄化の規模において合理性があるものと考えております。

しかしながら、本新株式と本新株予約権付社債及び本新株予約権は、上記のとおり既存株主の皆様に対して25%以上となる大規模な希薄化を生じさせることを内容としているため、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めに従い、必要な手続きを進めてまいります。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

#### ① 本新株式及び本新株予約権付社債

(1) 名 称	株式会社弘乳舎		
(2) 所 在 地	熊本県熊本市北区高平三丁目43番2号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 檜垣 周作		
(4) 事 業 内 容	乳製品等の製造及び販売		
(5) 資 本 金	100 百万円		
(6) 設 立 年 月 日	1956年3月31日		
(7) 発 行 済 株 式 数	213,400 株		
(8) 決 算 期	3 月期		
(9) 従 業 員 数	83 名		
(10) 主 要 取 引 先	全国農業協同組合連合会、(株)七尾製菓、九州乳業(株)		
(11) 主 要 取 引 銀 行	肥後銀行、十八銀行		
(12) 大株主及び持株比率	株式会社アスラポート・ダイニング 93.4%		
(13) 当 事 会 社 間 の 関 係			
資 本 関 係	該当事項はありません。		
人 的 関 係	該当事項はありません。		
取 引 関 係	該当事項はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
(14) 最 近 3 年 間 の 経 営 成 績 及 び 財 政 状 態			
決 算 期	平成 25 年 3 月 期	平成 26 年 3 月 期	平成 27 年 3 月 期
純 資 産	897 百万円	755 百万円	953 百万円
総 資 産	2,407 百万円	2,526 百万円	2,690 百万円
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	4,625.91 円	3,539.51 円	4,468.97 円
売 上 高	2,908 百万円	3,085 百万円	3,088 百万円
営 業 利 益	355 百万円	264 百万円	237 百万円

経常利益	354百万円	264百万円	233百万円
当期純利益	203百万円	167百万円	198百万円
1株当たり当期純利益(円)	1,048.89円	812.75円	929.45円
1株当たり配当金(円)	-	-	-

② 本新株予約権付社債及び本新株予約権

(1) 名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社			
(2) 所在地	東京都千代田区大手町一丁目6番1号			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 浦谷 元彦			
(4) 事業内容	投資事業			
(5) 資本金	10百万円			
(6) 設立年月日	平成24年2月1日(注)1			
(7) 発行済株式数	200株			
(8) 決算期	1月31日			
(9) 従業員数	4名			
(10) 主要取引先	株式会社SBI証券			
(11) 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行			
(12) 大株主及び持株比率	浦谷 元彦 100%			
(13) 当事会社間の関係				
資本関係	該当事項はありません。			
人的関係	該当事項はありません。			
取引関係	該当事項はありません。			
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。			
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態				
	決算期	平成25年1月期 (注)2	平成26年1月期	平成27年1月期
純資産		96	98	389
総資産		924	1,754	1,573
1株当たり純資産(円)		480,064	494,861	1,949,886
売上高		2,766	9,968	4,629
営業利益		49	80	497
経常利益		58	73	501
当期純利益		76	2	291
1株当たり当期純利益(円)		380,331	14,797	1,455,025
1株当たり配当金(円)		-	-	-

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) 1. マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、平成24年2月1日にマイルストーン・アドバイザーズ株式会社(旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社)による新設分割により設立されております。

## 2. 新設分割前のマイルストーン・アドバイザー株式会社（旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社）の業績です。

当社は、割当予定先である弘乳舎、マイルストーン社より、反社会勢力等とは一切関係がないことの説明を受けており、弘乳舎については東京証券取引市場 J A S D A Q (スタンダード) 上場のアスラポート・ダイニング(以下、「アスラポート」といいます。)の連結子会社であり、当社は、アスラポートが東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たない旨記載していることを確認しております。また、マイルストーン社からは反社会的組織又はそれに類する組織に関与及び援助したことがない旨の表明書及び保証書も受領しております。また、上記とは別に、第三者機関である株式会社帝国データバンク（所在地：東京都港区南青山 2-5-20 代表取締役 後藤信夫）に割当予定先、割当予定先の役員及び主要株主について反社会的勢力との関係についての検索依頼をし、過去の新聞記事、WEB 等のメディア掲載情報からの検索による企業検索報告書を受領いたしました。その結果、割当予定先、割当予定先の役員、弘乳舎の主要株主及びマイルストーン社の主な出資者(浦谷 元彦氏)について反社会的勢力と一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

### (2) 割当予定先を選定した理由

#### ① 弘乳舎について

弘乳舎は、総合飲料・食品ビジネスを展開しているアスラポートの連結子会社であります。アスラポート・ダイニンググループは焼き肉、居酒屋、ラーメン店等の外食フランチャイズを中心に全国で 678 店舗（平成 28 年 5 月 31 日現在）を展開しておりますが、平成 25 年度より新たに「食のバリューチェーンを構築する」という目標を掲げて外食から生産事業への進出を果たし、多層的な付加価値を生み出すビジネスモデルの構築に取り組んでおります。そしてこの目的を達成するためにアスラポートは 4 つの戦略、すなわち「既存ブランドの競争力強化と成長」「ブランド・ポートフォリオの多様化」「海外市場への進出」「食品生産事業と六次産業化の推進」を強気に推進してきました。

その中でも「食品生産事業と六次産業化の推進」により、アスラポートはその傘下に、弘乳舎の他、九州乳業株式会社、茨城乳業株式会社など有力乳業メーカーがあり、乳製品製造販売に強みを持っております。なお、弘乳舎の製造するアイスクリームは、現在、全国の「牛角」ブランド店へ PB アイスクリームとして提供されております。そしてその商品の一部はアスラポート・グループ内の外食店舗に提供されております。当社とアスラポートはこれまで取引関係はございませんでしたが、アスラポート代表取締役会長檜垣氏と当社代表取締役社長の長澤は以前より同郷の経営者仲間として交流があったことで、当社の事業及び事業戦略、資金調達必要性、時期等について説明を行い、弘乳舎からは、当社に対して 2 億円程度を目途として増資を引受ける意向を当初表明いただきました。しかし、平成 28 年 3 月期において当社業績が大幅な損失を計上したことに加えて、平成 29 年 3 月期の通期業績予想においても引続き損失を計上する見込みであることから、当社はアスラポート・グループとの資本業務提携による事業シナジーを構築し、業績改善に努めていくものの、急激な業績回復が難しい状況を踏まえて、現時点においては、持分法適用となる 15%以上の当社株式の取得による、損益の取込みがアスラポート・グループに与える影響が大きいという判断により、持分法の適用外となる 15%未満での株式の引受を実施し、2 億円に満たない部分については、本新株予約権付社債を引受けることで、当社側の資金ニーズに対応して、新株式と状況に応じて出資比率を柔軟に対応できる本新株予約権付社債発行の組み合わせで引受けて頂くこととなりました。

また、同じ外食業に属することから、何らかの協力関係を築けないかどうか、併せて検討を進めてまいりました。その結果、当社の事業戦略の 1 つとして、顧客ニーズに対応するべく乳製品メーカーとの提携が必須と考えていたなか、アスラポート・グループ傘下の弘乳舎を引受先として、アスラポートと今後協力することで、(i)アスラポート・グループの弘乳舎をはじめ、九州乳業や茨城乳業との商品開発並びに製造委託、そして(ii)アスラポート・グループの販売網の活用による顧客獲得等が期待され、延いては当社の企業価値の向上につながると考えられることから、この度当社とアスラポート及び弘乳舎の三社との資本業務提携関係を築くことになりました。

(詳細につきましては、本日開示の「アスラポート・グループとの資本業務提携契約に関するお知らせ」を御参照下さい。)

## ② マイルストーン社について

マイルストーン社を今回の本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。当社事業の進捗を図るため必要となる継続的な資金調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先の選定にあたっては、経営への介入を排除すべく、(i)純投資を目的とした投資を行い当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、(ii)最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを重視し、選定を進めました。またそれと同時に、適時に必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

このような検討を経て、当社は、平成 28 年 6 月 22 日開催の取締役会決議において第三者割当の方法による本新株式の発行に加えて、平成 27 年 12 月頃より当社が資本政策等に関する提案を受けていたマイルストーン社に対して本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行を行うことといたしました。

マイルストーン社は、平成 21 年 2 月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数十社で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実に行っております。(同社は、平成 24 年 2 月 1 日にマイルストーン・アドバイザー株式会社(旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社)による新設分割により設立され、従前の投資事業をそのまま引き継いでおります。)開示資料を元に集計すると、同社は新設分割前を含めて設立以降本日現在までに、30 社を超える上場企業に対して、第三者割当方式による新株式、新株予約権付社債、及び新株予約権の引受け及び新株予約権の行使を行っている実績があります。

マイルストーン社がこれまで引受けを行った新株予約権付社債及び新株予約権は主に転換価額又は行使価額と目的株式数が固定された新株予約権付社債及び新株予約権であり、実質的に転換又は行使可能となるのは発行会社の株価が転換社債型新株予約権付社債の転換価額又は新株予約権の行使価額を上回る場合に限られます。発行会社の株価が行使価額又は転換価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、その行使実績からは、マイルストーン社による転換社債型新株予約権付社債の転換又は新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。

したがって、マイルストーン社を本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先として選定することは、株価の推移次第ではありますが、資金確保を図るという本資金調達の目的に合致するものと考えております。また、本新株予約権は、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる行使条項があるため現在、当社が採り得る資金調達手段の中で最良の選択肢であると判断いたしました。なお、株価が本新株予約権の行使価額未満に低迷している場合は、本新株予約権の行使が進まず資金を確保することが十分にできない可能性がございます。

上記に加え、本新株予約権付社債が全部転換され、本新株予約権が全部行使された場合、マイルストーン社が当社の大株主となりますが、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であることを、当社代表取締役社長の長澤が口頭にて確認しており、当社の経営方針への悪影響を防止すべく当社の経営に介入する意思がないことにより、今般同社を本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先として選定することといたしました。

## (3) 割当予定先の保有方針

### ① 株式会社弘乳舎

弘乳舎の代表取締役社長の檜垣氏から、本新株式と本転換社債型新株予約権の転換による当社株式を中長期的に継続して保有することを基本方針としている旨を、当社代表取締役社長の長澤が口頭にて伺っております。また、弘乳舎とその親会社であるアスラポートと当社は、三者間での資本業務提携契約を締結し、事業上のシナジー創出に向けて協力していく方針を共有していることから、本新株式と本転換社債型新株予約権の転換により交付を受けることとなる当社普通株式につきましても、当社は弘乳舎を含むアスラポート・グループが安定株主として長期保有す

る方針であると認識しております。

当社は、弘乳舎から、割当日より2年以内に当該割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数等を当社へ書面により報告すること及び当社が当該内容を東京証券取引所へ報告すること並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき同意する旨の確約書を取得する予定です。

## ② マイルストーン社について

本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社代表取締役社長の長澤が口頭にて当社の企業価値向上を期待した純投資である旨の意向を表明していただいております。本転換社債型新株予約権の転換及び本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

## (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本株式の割当予定先である弘乳舎より、預金口座の平成28年5月19日の残高照会結果を受領し、引受けに係る払込みを行うことが十分に可能である資金を保有している事を表明及び保証した書面を受領しております。

また、当社は、マイルストーン社より、本新株予約権付社債及び本新株予約権の引受けに係る払込みを行うことが十分に可能である資金を保有している事を表明及び保証した書面を受領しております。また、最近の財産状態の説明を聴取しており、払込みに要する財産の存在について確認しております。

具体的には、当社は、平成27年2月1日から平成28年1月31日に係るマイルストーン社の第4期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上高4,465百万円、営業利益971百万円、経常利益が950百万円、当期純利益が548百万円であることを確認し、また、貸借対照表においては、平成28年1月31日現在の純資産が938百万円、総資産が1,962百万円であるところ、当社はマイルストーン社の預金口座の平成28年6月7日の残高照会結果を受領し、引受け及び権利行使に必要な財産の存在を確認いたしました。当社が、本新株予約権付社債及び本新株予約権の引受け並びに本新株予約権の権利行使に係る資金をマイルストーン社が保有していると判断した理由といたしましては、財務諸表の各数値及び預金口座残高により財務の健全性が確認されたことと、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る引受け並びに本新株予約権の行使に必要な現金及び預金を保有していることを確認できたことによるものであります。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、マイルストーン社は、基本的に新株予約権の行使を行い、当社役員と締結した株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を市場で売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはありません。マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権付社債及び新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても当社と概ね同様のスキームで、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。

以上より、当社は今回の割当予定先が、本株式の引受け、本新株予約権付社債及び本新株予約権の引受け並びに本新株予約権の行使に要する資金を有しているものと判断いたしました。

## (5) 株式貸借に関する契約

マイルストーン社は、当社役員との間で、平成28年6月22日から平成30年7月7日までの期間において当社普通株式300,000株を借り受ける株式貸借契約を締結しております。当該株式貸借契約において、マイルストーン社は、同社が借り受ける当社普通株式の利用目的を、同社が本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付けに限る旨合意しております。

#### (6) その他重要な契約等

当社がマイルストーン社との間で締結した本契約を除き、今回当社が発行する本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

#### 7. 大株主及び持株比率

募集前（平成 28 年 3 月 31 日現在）		募 集 後	
長澤 誠	32.04%	長澤 誠	20.01%
株式会社グリーンアソシエイツ	5.94%	株式会社弘乳舎	14.95%
松井証券株式会社	2.83%	株式会社グリーンアソシエイツ	3.71%
渡辺 公夫	2.73%	松井証券株式会社	1.77%
杜山 悦郎	2.67%	渡辺 公夫	1.71%
日本証券金融株式会社	2.52%	杜山 悦郎	1.67%
芝川 洋	1.98%	日本証券金融株式会社	1.57%
山浦 浩	1.98%	芝川 洋	1.24%
荻野 恭子	1.98%	山浦 浩	1.24%
井手 謙治	1.49%	荻野 恭子	1.24%
松田 和夫	1.09%	井手 謙治	0.93%

(注) 1 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成 28 年 3 月 31 日現在の株主名簿上の「所有株式数」に係る議決権の数を、総議決権数（10,099 個）で除して算出しております。

2 上記の割合は、小数点以下第 3 位を四捨五入して算出しております。

3 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株式、本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

4 本新株予約権付社債及び本新株予約権は、行使されるまでは潜在株として割当予定先である弘乳舎及びマイルストーン社にて保有されます。今後割当予定先である弘乳舎及びマイルストーン社による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。

5 割当予定先であるマイルストーン社の「割当後の所有株式数」は、割当予定先である弘乳舎及びマイルストーン社が、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権の行使により取得する当社株式を全て保有した場合の数となります。「6. 割当予定先の選定理由等（3）割当予定先の保有方針」欄に記載のとおり、割当予定先であるマイルストーン社は本新株予約権及び本転換社債型新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりませんので、マイルストーン社については募集後の株主の状況には記載しておりません。

#### 8. 今後の見通し等

本新株式と本新株予約権付社債及び本新株予約権は当社の財務体質の改善及び手元資金の拡充に寄与することが考えられますが、具体的に当社の業績に与える影響については精査中であり、判明次第速やかにお知らせいたします。

#### 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項、

本新株式と本新株予約権付社債及び本新株予約権は、上記のとおり既存株主の皆様に対して 25%以上となる大規模な希薄化を生じさせることを内容としているため、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条の定めに従い、必要な手続きを進めてまいります。

具体的には、当社社外監査役の宮本勇造氏と平山誠氏並びに当社の経営者から独立し、特別な利害関係を有しない第三者である石毛和夫氏（弁護士法人ほくと総合法律事務所 弁護士）の 3 名で構成する第三者委員会（以下「本委員会」といいます。）を設置し、本第三者割当による本新株式と本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行の必要性及び相当性について意見を求めました。

当社が、本委員会から平成 28 年 6 月 22 日付で入手した本第三者割当に関する意見の概要は以下の通りです。

＜本委員会による意見の概要＞

1. 本第三者割当の必要性

本第三者割当は、①業務の安定的運営に必要な運転資金の確保、②アスラポート・グループとの資本業務提携を行い、業績黒字化のための成長資金の調達を目的としているが、平成28年3月期以降の当社業績及び財務状態の悪化、金融機関からの借入による運転資金調達が困難なこと、アスラポート・グループとの資本業務提携に基づく成長資金の調達の必要性等の事情に鑑みれば、上記目的のために本第三者割当を行うことには、一定の必要性が認められる。

2. 本第三者割当の相当性

本第三者割当については、以下のとおり、①資金使途の相当性、②割当先の適切性、妥当性、③資金調達手段選択の妥当性、④発行条件の相当性が認められることから、本第三者割当による資金調達には相当性が認められると判断できる。

(1) 資金使途の相当性

本第三者割当による調達資金の使途のうち、運転資金の調達については、当社では、平成28年3月末時点で手元資金が不足し、必要な運転資金が確保できていない状況であるから、業務の安定的な運営を維持するために、運転資金の調達は不可欠であり、かつ、調達額は、毎月の必要運転資金額と同程度の額であるから、合理的かつ相当な金額といえる。

また、本第三者割当による調達資金の使途のうち、成長投資については、アスラポート・グループとの業務提携を通じて、同グループと協働で行う新商品の開発及び新規市場の創出を目的とした投資等であり、低迷しつつある近時の当社の売上及び利益を改善するための投資として合理性が認められ、金額的にも、平成28年度及び平成29年度での支出予定額合計が、当社の平成27年度における販売促進費及び研究開発費が合計額以下であることに照らして、過大な投資額とはいえず、相当な範囲内の投資と認められる。

(2) 割当先の適切性、妥当性

ア 弘乳舎

アスラポート・グループとの資本業務提携の一環として、弘乳舎に本新株式及び本新株予約権付社債を割り当て、アスラポート・グループと協業することにより、①弘乳舎をはじめとするアスラポート傘下の乳製品の製造・販売業者との商品開発及び製造委託が可能となり、②アスラポート・グループの販売網の活用による顧客獲得等が期待され、ひいては当社の企業価値の向上につながるという効果が見込めるという点に加えて、アスラポート・グループの高い知名度、堅調な業績及び財務基盤等を考慮すれば、弘乳舎を本新株式及び本新株予約権付社債の割当先とすることは適切かつ妥当であると判断できる。

イ マイルストーン社

本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当先となるマイルストーン社は、当社が本第三者割当における割当先として重視している、①純投資を目的とした投資を行い、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重すること、②最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与すること、のいずれの要件も満たすことが認められ、本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当先としてマイルストーン社を選択したことは妥当であると判断できる。

(3) 資金調達手段選択の妥当性

本第三者割当は、以下のとおり、①他の資金調達手段との比較における相当性、②本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の組み合わせによることの合理性が認められることから、資金調達手段として妥当といえる。

ア 他の資金調達手段との比較

①当社の近時の業績及び財務状況の悪化等の事情から、金融機関からの借入れは困難であり、仮に借入れができたとしても、当社の資金需要に比べられる金額の調達は困難、②公募増資、株主割当増資は、調達コスト、募集コスト等が割高であり、また当社の財政状態及び業績に鑑みると、主幹事証券会社の候補を探すのは現実的に難しい、③いわゆるMSCBやMSワラントの場合、発行後においても転換価額又は行使価額が固定されておらず、またMSCBに関しては潜在株式数も発行時に固定されないため、既存株主の株主価値の希薄化に及ぼす影響が大きく、本件において適切ではない。

イ 本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の組み合わせの合理性

弘乳舎に本新株式が割り当てられることで、アスラポート・グループとの資本業務提携の目的を達成しつつ、当社の早期の資金需要を満たすことが可能となり、また、本新株予約権付社債及び本新株予約権の組み合わせは、本新株予約権付社債の発行時に一定額の資金が確保される調達手法であり、さらに、新株予約権付社債のみの発行による資金調達の場合には、当社が償還義務を負う負債が増えることから、資本性の調達で、かつ希薄化の影響も抑制できる新株予約権と併せて発行す

ることとし、他方、新株予約権のみの発行による資金調達の場合には、発行時に必要な資金を調達できず、株価の動向により当初想定していた資金調達ができない可能性を考慮して、資金調達の確実性がある転換社債型新株予約権付社債と併せて発行するという判断には合理性が認められる。

#### (4) 発行条件の相当性

##### ア 発行価額等の合理性

(ア) 本新株式の払込金額については、当社の全監査役より、会社法第199条第3項に定める「特に有利な金額」には該当するものではないとの意見が表明されている。

(イ) 本新株予約権付社債及び本新株予約権の1個当たりの払込金額は、第三者機関であるプルータスが一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて算定した評価額に基づき、割当先であるマイルストーン社と交渉した結果合意された金額であり、いずれもプルータスが算定した価格を下回る水準ではなく、かつ、当社の全監査役より、本新株予約権付社債の発行は、会社法第238条第3項第1号に定める「特に有利な条件」によるものではなく、また、本新株予約権の払込金額は、会社法第238条第3項第2号に定める「特に有利な金額」ではないとの意見が表明されている。

##### イ 希薄化の規模の合理性

本第三者割当による発行済株式総数に対する希薄化は最大で合計60.2%（議決権数に対しては60.2%）となるものの、本第三者割当においては、①本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額及び対象株式数は、固定されており、将来的な市場株価の変動により行使価額や潜在株式数を変更することはなく、希薄化が限定されていること、②当社の業績・株式市況により本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使は行われな可能性があり、本第三者割当による資金調達をもたらす希薄化の影響は、本新株式のみを一度に発行する場合と比べて抑制でき、株価下落リスクも限定的であること、また、本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社との間で締結された契約においては、株価が行使価額を一定以上上回った場合には、当社がマイルストーン社に対し、一定割合の本新株予約権の行使を指示することが可能な条項が付されていること、③本新株予約権には、取得条項が付されており、かかる取得条項により、急激な希薄化を抑制することが可能となること、④純投資目的で保有するマイルストーン社により割り当てられる本新株予約権付社債及び本新株予約権の全てが転換又は行使され、2年間にわたって平均的に転換・行使、売却が行われると仮定した場合でも、当社株式の1日当たりの平均出来高との比率に照らして、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと評価し得ること、⑤本新株予約権は、割当予定先であるマイルストーン社に対する第三者割当で発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先であるマイルストーン社から第三者へは譲渡されないことに照らせば、上記の希薄化の程度を踏まえても、本第三者割当による希薄化の規模は合理的であると判断できる。

#### 3. 結論

以上の検討の結果、本第三者割当は、当社にとって、必要性及び相当性が認められるものと判断する。

#### 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

##### (1) 最近3年間の業績（非連結）

	平成26年3期	平成27年3期	平成28年3期
売上高	2,873,762千円	3,344,951千円	2,571,014千円
営業利益	246,148千円	106,697千円	△474,073千円
経常利益	239,151千円	349,157千円	△579,865千円
当期純利益	153,287千円	201,155千円	△683,353千円
1株当たり当期純利益	329.79円	214.35円	△676.99円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり純資産	672.13円	1,184.00円	499.96円

##### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成28年5月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	1,009,900株	100.0%

現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	59,100株	5.9%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
始 値	—	6,500円	2,288
高 値	—	6,720円	1,388
安 値	—	2,261円	800
終 値	—	2,290円	960

(注) 平成26年3月期の株価に関しては当社株式が非上場であったため、記載していません。

② 最近6か月間の状況

	12月	1月	2月	3月	4月	5月
始 値	1,450円	1,190円	1,046円	865円	960円	1,120円
高 値	1,482円	1,200円	1,046円	1,000円	1,388円	1,170円
安 値	1,150円	970円	800円	865円	832円	900円
終 値	1,198円	1,000円	844円	960円	1,210円	925円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成28年6月21日
始 値	930円
高 値	950円
安 値	915円
終 値	915円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・公募増資

払 込 期 日	平成27年1月19日
調 達 資 金 の 額	377,320,000円（差引手取概算額）
発 行 価 額	4,290円
募集時における発行済株式数	909,400株
当該募集による発行株式数	100,000株
募集後における発行済株式総数	1,009,400株

発行時における 当初の資金使途	当社の事業規模拡大に伴い増加するアサイーをはじめとするアマゾンフルーツ冷凍パルプのCAMTAからの仕入れに係る運転資金に充当する。
発行時における 支出予定時期	平成27年3月期に100百万円、平成28年3月期に277百万円
現時点における 充当状況	運転資金に充当しております。

・第三者自己株式処分

払込期日	平成26年3月28日
調達資金の額	82,200,000円（差引手取概算額）
発行価額	50,000円
募集時における 発行済株式数	6,054株
当該募集による 発行株式数	一株
募集後における 発行済株式総数	6,054株
割当先	当社の役員及び当社役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社
発行時における 当初の資金使途	当社の事業規模拡大に伴い増加するアサイーをはじめとするアマゾンフルーツ冷凍パルプのCAMTAからの仕入れに係る運転資金に充当する。
発行時における 支出予定時期	平成27年3月期82百万円
現時点における 充当状況	運転資金に充当しております。

・第1回新株予約権の被行使

払込日	平成26年3月31日
調達資金の額	152,000,000円（差引手取概算額）
発行価額	50,000円
被行使時における 発行済株式数	6,054株
被行使による 発行株式数	3,040株
被行使後における 発行済株式総数	9,094株
割当先	—
発行時における 当初の資金使途	—

発行時における 支出予定時期	平成27年3月期152百万円
現時点における 充 当 状 況	運転資金に充当しております。

第三者割当による第3回新株予約権（ストックオプション）の発行

割 当 日	平成26年3月27日
発行新株予約権数	600個
発 行 価 額	50,000円
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	30,000,000円
割 当 先	当社の取締役及び従業員
募集時における 発行済株式数	6,054株
当該募集による 潜在株式数	当初の行使価額（50,000円）における潜在株式数：600株 行使価額上限値（－円）における潜在株式数：－株 行使価額下限値（－円）における潜在株式数：－株
現時点における 行 使 状 況	行使済株式数：500株 (残新株予約権数 531個（53,100株）、行使価額 500円)
現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額)	250,000円
発行時における 当初の資金使途	運転資金
現時点における 充 当 状 況	運転資金に充当しております。

第三者割当による第4回新株予約権（ストックオプション）の発行

割 当 日	平成26年9月2日
発行新株予約権数	187個
発 行 価 額	150,000円
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	28,050,000円
割 当 先	当社の取締役及び従業員
募集時における 発行済株式数	9,094株
当該募集による 潜在株式数	当初の行使価額（150,000円）における潜在株式数：187株 行使価額上限値（－円）における潜在株式数：－株 行使価額下限値（－円）における潜在株式数：－株

現時点における 行使状況	行使済株式数：一株 (残新株予約権数 143個 (14,300株)、行使価額 1,500円)
現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額)	—
発行時における 当初の資金使途	—
現時点における 充当状況	—

## II. 主要株主の異動

### 1. 異動が生じた経緯

前記のとおり、本第三者割当増資により発行される新株式 175,000 株の割当結果により、当社の主要株主に異動が生じることが見込まれます。

### 2. 異動する株主の概要

新たに主要株主となる予定の株主は、株式会社弘乳舎であり、概要につきましては、上記「I. 第三者割当による新株式、第1回転換社債型新株予約権付社債及び第5回新株予約権の発行、6. 割当予定先の選定理由等（1）割当予定先の概要」をご参照下さい。

（2）異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

#### ① 株式会社弘乳舎

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分 （所有株式 数）	合算対象分 （所有株式 数）	合計 （所有株式 数）	
異動前 （平成 28 年 3 月 31 日現 在）	—	0 個 （0.00%） （0 株）	0 個 （0.00%） （0 株）	0 個 （0.00%） （0 株）	—
異動後	主要株主	1,750 個 （14.77%） （175,000 株）	0 個 （0.00%） （0 株）	1,750 個 （14.77%） （175,000 株）	第 2 位

（注 1） 異動前及び異動後の総株主の議決権の数に対する割合及び議決権所有割合は、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。

（注 2） 異動前の議決権所有割合は、平成 28 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく総株主の議決権の数 10,099 個を分母とし、異動後の議決権所有割合は、平成 28 年 3 月 31 日現在の総株主の議決権の数 10,099 個に、本第三者割当に伴い増加する議決権の数（1,750 個）を加えた議決権の数（1,750 個）を分母としております。

（注 3） 当社の単元株式数は 100 株となっております。

#### （4）異動予定年月日

平成 28 年 7 月 8 日

#### （5）今後の見通し

前記「I. 第三者割当による新株式、第1回転換社債型新株予約権付社債及び第5回新株予約権の発行 8. 今後の見通し」をご参照ください。

(別紙 1)

株式会社フルッタフルッタ 普通株式 (第三者割当て)  
発 行 要 項

1. 募集株式の種類  
普通株式
2. 募集株式の数  
175,000 株
3. 募集株式の払込金額  
1 株につき 824 円
4. 払込金額の総額  
144,200,000 円
5. 申込期日  
平成 28 年 7 月 8 日
6. 払込期日  
平成 28 年 7 月 8 日
7. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
増加する資本金の額は、72,100,000 円 (1 株につき 412 円) とし、増加する資本準備金の額は 72,100,000 円 (1 株につき 412 円) とする。
8. 募集の方法  
第三者割当ての方法により、すべての株式を株式会社弘乳舎に割り当てる。
9. 払込取扱場所  
株式会社三井住友銀行 神田支店  
東京都千代田区神田小川町 1 丁目-1
10. その他 本株式の発行については、各種の法令に基づき必要な手続きが完了していることを条件とする。

以 上

(別紙 2)

## 株式会社フルッタフルッタ第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（第三者割当て） 発 行 要 項

本要項は、株式会社フルッタフルッタが平成 28 年 6 月 22 日に開催した取締役会の決議に基づいて平成 28 年 7 月 8 日に発行する株式会社フルッタフルッタ第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。）にこれを適用する。

1. 社債の名称

株式会社フルッタフルッタ第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債

2. 社債の総額

金 204,000,000 円

3. 各社債の金額

金 1,000,000 円の 1 種

4. 払込金額

各本社債の金額 100 円につき金 100 円

但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

5. 本新株予約権付社債の券面

無記名式とし、社債券及び新株予約権証券を発行しない。

また、本新株予約権付社債は、会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。

6. 利率

年率 1.0%

7. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

8. 申込期日

平成 28 年 7 月 8 日

9. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日

平成 28 年 7 月 8 日

## 10. 募集の方法

第三者割当の方法により、以下のとおり割当てる

株式会社弘乳舎 55,000,000 円

マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 149,000,000 円

## 11. 本社債の償還の方法及び期限

### (1) 満期償還

本社債は、平成 30 年 7 月 7 日（償還期限）にその総額を各本社債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。

### (2) 繰上償還

当社は、平成 28 年 7 月 8 日以降、償還すべき日の 2 週間以上前に本新株予約権付社債の社債権者（以下、「本社債権者」という。）に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該繰上償還日に、その選択により、その時点で残存する本社債の全部（一部は不可）を、各本社債の額面 100 円につき金 100 円の割合で、繰上償還日まで（当日を含む。）の未払経過利息（本社債の利息のうち、支払期が到来せず、まだ支払われていないものをいい、以下同様とする。）及び未払残高の支払とともに繰上償還することができる。

### (3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

## 12. 本社債の利息支払の方法及び期限

### (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から満期償還日（但し、繰上償還される場合は繰上償還日）までこれを付するものとし、平成 28 年 9 月 30 日を第 1 回の利払日としてその日までの分を支払い、その後毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日（但し、繰上償還される場合には、繰上償還日）（以下、「利払日」という。）に、当該利払日の直前の利払日（第 1 回の利払日においては払込期日）の翌日から当該利払日までの期間（以下、「利息計算期間」という。）について、各々その日までの利息計算期間相当分を支払う。但し、半年分に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1 年を 365 日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本項に従い決定される、各利払日に支払われるべき各本社債の利息の金額を「利息金額」という。

### (2) 利払日が東京における銀行休業日にあたる場合は、その支払いを当該利払日の直前の銀行営業日に繰り上げるものとする。

### (3) 本新株予約権の行使の効力発生日から後は、当該行使にかかる各本社債の利息は発生しない。また、当該行使の効力が生じた日までの未払利息は、当該行使の効力が生じた日から 10 営業日以内に支払う。

### (4) 償還期日後は利息を付さない。但し、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本について、償還期日の翌日（この日を含む。）から弁済の提供がなされた日（この日を含む。）までの期間につき、年 14.5%の利率による遅延損害金を付するものとする。

## 13. 買入消却

### (1) 当社は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入ることができる。

### (2) 当社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により、当該本新株予約権付社債にかかる本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社

債にかかる本新株予約権は消滅する。

#### 14. 本新株予約権の内容

(1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計204個の本新株予約権を発行する。

(2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込み

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

(イ) 種類

当社普通株式

(ロ) 数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権にかかる本社債のうち残存金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ) 転換価額

① 転換価額

各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下、「転換価額」という。）は、824円とする。なお、転換価額は本号(ハ)②乃至(ハ)⑥に定めるところに従い調整されることがある。

② 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号(ハ)③に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「時価下発行による転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付株式数}}$$

③ 時価下発行による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 時価（本号(ハ)④(ii)に定義される。）を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（但し、下記(ii)の場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割又は無償割当をする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

(iii) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を発行する場合

調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利（以下、「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして時価下発行による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

(iv) 上記(i)乃至(iii)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(i)乃至(iii)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\begin{array}{l} \text{交 付} \\ \text{普 通} \\ \text{株 式 数} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{(調整前転換価額－調整後転換価} \\ \text{額)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{調整前転換価額により当該期} \\ \text{間内に交付された普通株式数} \end{array}}{\text{調整後転換価額}}$$

④ (i) 時価下発行による転換価額調整式及び特別配当による転換価額調整式（以下、「転換価額調整式」と総称する。）の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（当社普通株式に関し終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式終値の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(iii) 時価下発行による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。

(iv) 時価下発行による転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

⑤ 本号(ハ)③の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

(i) 株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために転換価額の調整を必要とす

るとき。

(ii) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

⑥ 本号(ハ)③乃至(ハ)⑤により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

(イ) 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。

(ロ) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の新株予約権者は、平成28年7月8日から平成30年7月7日(但し、行使期間最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの間(以下、「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

(6) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 本新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

(8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(ロ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第20項記載の行使請求受付場所(以下、「行使請求受付場所」という。)においてこれを取り扱う。

(10) 本新株予約権の行使請求の方法

(イ) 行使請求しようとする本新株予約権付社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使する本新株予約権にかかる本新株予約権付社債を表示し、新株予約権を行使する年月日等を記載してこれに記名捺印し、行使する本新株予約権にかかる本社債の保有者である旨を証明する書面を社債原簿管理人に提出し、社債原簿管理人による確認を受けた上、行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

(ロ) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類が到達した後、本新株予約権者は、これを撤回することができない。

(11) 本新株予約権の行使請求の効力は、本項第(10)号に従い行使に要する書類が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権にかかる

本社債について弁済期が到来するものとする。

(12) 当社は、行使の効力発生後、当該行使にかかる本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

(13) 当社による組織再編の場合の承継会社による新株予約権付社債の承継

当社が組織再編行為を行う場合は、承継会社等をして、組織再編の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本号(イ)乃至(ヌ)の内容のもの（以下、「承継新株予約権」という。）を交付させるものとする。この場合、組織再編の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債にかかる債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の新株予約権所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

(イ) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

(ロ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(ハ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は第14項第(3)号(ハ)と同様の調整に服する。

① 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

② その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

(ニ) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法  
承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(ホ) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本項(5)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(ヘ) 承継会社等の新株予約権の行使の条件

本項(6)に準じて決定する。

(ト) 承継会社等の新株予約権の取得条項

定めない。

- (チ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

- (リ) 組織再編行為が生じた場合

本項(13)に準じて決定する。

- (ヌ) その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない（承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1 株未満の端数はこれを切り捨てる。）。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

## 15. 特約

- (1) 担保設定制限

(イ) 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第 2 条第 22 号に定義される新株予約権付社債であって、それにかかる社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするものをいう。

(ロ) 本項(イ)に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを速やかに完了の上、担保付社債信託法第 41 条第 4 項の規定に準じて公告するものとする。

- (2) 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。

- (イ) 当社が第 11 項及び第 12 項の規定に違背し、3 営業日以内にその履行がなされないとき。
- (ロ) 当社が担保設定制限等の規定に違背し、本新株予約権付社債権者からは是正を求める通知を受領したのち 30 日を経過してもその履行又は是正をしないとき。
- (ハ) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (ニ) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができない

とき。

(ホ) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。

(ヘ) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生法手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

#### 16. 社債管理者

本新株予約権付社債は、会社法第 702 条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

#### 17. 元利金支払事務取扱場所（元利金支払い場所）

株式会社フルッタフルッタ

#### 18. 社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本社債権者に書面により通知する方法によることができる。

#### 19. 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも 2 週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第 719 条各号所定の事項を公告又は通知する。

(2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3) 本社債の種類（会社法第 681 条第 1 号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の 10 分の 1 以上に当たる本社債を有する本社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

#### 20. 行使請求受付場所

株式会社フルッタフルッタ

#### 21. 準拠法

日本法

#### 22. その他

(1) 上記の他、本新株予約権付社債発行に関して必要な事項の決定は当社代表取締役社長に一任する。

(2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

(3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

以上

(別紙 3)

## 株式会社フルッタフルッタ第5回新株予約権（第三者割当て） 発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社フルッタフルッタ第5回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 814,000 円
3. 申込期日 平成 28 年 7 月 8 日
4. 割当日及び払込期日 平成 28 年 7 月 8 日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 185,000 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 5,000 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
  - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
  - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 37 個
8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額 金 22,000 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数

を乗じた額とする。

- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、824円とする。但し、行使価額は第10項に定めるところに従い調整されるものとする。

#### 10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関

の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所マザーズ市場（以下「マザーズ」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 11. 本新株予約権の行使期間

平成28年7月8日から平成30年7月7日（但し、平成30年7月7日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第14項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

## 12. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（平成 28 年 6 月 22 日）時点における当社発行済株式総数（1,009,900 株）の 10%（10,099 株）（但し、第 10 項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超えることとなる場合の、当該 10%（但し、第 10 項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。
- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

## 13. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から 6 ヶ月を経過した日[かつ、株式会社フルッタフルッタ第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還又は転換が終了した日]【以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 20 営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

## 14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

### (1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 個未満の端数は切り捨てる。

### (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

### (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り上げる。

### (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 円未満の端数は切り上げる。

### (5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織

再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第 11 項ないし第 14 項、第 16 項及び第 17 項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 131 条第 3 項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額及び割当株式数を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第 130 条第 1 項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

20. 行使請求受付場所

株式会社フルッタフルッタ

東京都千代田区神田神保町三丁目 3 番地

21. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 神田支店

## 22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間の割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個あたりの払込金額を 22,000 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は、当該発行にかかる取締役会決議日の前日（平成 28 年 6 月 21 日）のマザーズにおける当社普通株式の終値 915 円に 0.9 を乗じて得た金額を基に決定した。

## 23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上